平成２４年（フ）第１０２号
山口県周南市大字久米1425番地の９　シェリール松崎202号
債務者　野田　直子
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１０４号
山口県下松市大字東豊井1302番地34
債務者　岡村　正一
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１１３号
山口県下松市潮音町５丁目２番１号
債務者　山根　　一
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第２７８号
青森県上北郡野辺地町字野辺地155番地１　海幸ビル３ＦＣ号室
債務者　東　　文代
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
青森市中央１丁目13番23号
債務者　中田　陸子
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
山口市朝田1836番地、前住所山口市矢原768番地２　石井ハイツＡ101
債務者　山下あさ子（旧姓穴井）
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
山口県防府市大字西浦2115番地の２
債務者　木原　卓哉
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
山口市駅通り２丁目６番18―605号　駅通り市営アパート
債務者　嶋村　芳子
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１２４号
さいたま市岩槻区本町３丁目２番５―907号
破産者　上田　美昭
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７７号
埼玉県新座市畑中３丁目２番19―103号
破産者　松田奈保子
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８０号
さいたま市中央区下落合５―17―５、住民票上の住所埼玉県北本市二ツ家１丁目333番地ハイデンス１―815
破産者　高田　健一
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
静岡県沼津市下香貫宮脇351番地の５、前住所静岡県沼津市原281番地の１
破産者　宮澤　峻子
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
札幌市手稲区富丘６条７丁目６番17号
破産者　伊東　征一
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６４号
札幌市手稲区前田８条15丁目17番10―107号
破産者　古川　るみ
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３５３号
札幌市北区北23条西６丁目２番13―311号
破産者　富田　英樹
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２号
青森市幸畑２丁目２番７号　メゾンキャンパスヒルＣ―102
破産者　足澤　一成
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８０号
宮城県遠田郡涌谷町涌谷字内林１番地110
破産者　志田　雅洋
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
宮城県加美郡加美町字南小路６番地１
破産者　高橋　英一
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係